二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、① 令和 4 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和 4 年度の未利用エネルギー活用状況、③令和 4 年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組の 4 項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が 70 点以上であること。

要素	区分	得点
①令和4年度1 kWh あたりの二酸 化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位:kg-CO2/kWh)	0.000以上 0.475 未満	7 0
	0.475以上 0.500 未満	6 5
	0.500以上 0.525 未満	6 0
	0.525以上 0.550 未満	5 5
	0.550以上 0.575 未満	5 0
	0.575以上 0.600 未満	4 5
	0.600以上	0
②令和4年度の未利用エネルギー活 用状況	0.675%以上	1 0
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和4年度の再生可能エネルギー 導入状況	10.00%以上	2 0
	5.00%以上 10.00%未満	1 5
	2.50%以上 5.00%未満	1 0
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的 DR	取り組んでいる	5
の取組 地域における再エネの創出・利用 の取組	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、「4. 各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る。)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

入札参加に当たっては、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1)契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が基準70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び 説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後、速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

4. 各用語の定義

用語	定義
①令和4年度1k Wh当たりの二 酸化炭素排出 係数	「令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 令和4年度の事業者全体の調整後排出係数(地球温暖化対策の推進に関する 法律(以下、「温対法」という。)に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表し たもの)
	1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。 2. 温対法に基づき令和4年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和4年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。
②令和4年度の 未利用エネル ギー活用状況	
4 名用扒机	令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和4年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値 (算定方式) 令和4年度の未利用エネルギーの活用状況(%) = 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) 令和4年度の供給電力量(需要端)
	1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。 ①工場等の廃熱又は排圧

- ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー 電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「再エネ 特措法」という。)第二条第3項において定める再生可能エネルギー源に 該当するものを除く。)
- ③高炉ガス又は副生ガス
- 3. 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者へ の販売分は含まない。
- 4. 令和4年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

③令和4年度の ーの導入状況

化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和4年度の 再生エネルギ|供給電力量に占める令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使 用する。算出方法は、以下のとおり。

> 令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)(kWh)を令和4年 度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値。

(算定方式)

令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = 令和4年度の供給電力量(需要端)

- 1. 令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)(kWh)は、次の ①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和4年度の小売電気事業者 の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。
 - ①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他社か ら購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能 エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量(送電端(kWh))
 - ②グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来 するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減量に相当するグリー ンエネルギー証書(電力)の量(kWh)
 - ③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジッ トの電力相当量(kWh)
 - ④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネル ギー電気に係る非化石証書の量(kWh)
 - ⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判 別できるトラッキング付非化石証書の量(kWh)
- 2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電 気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生 可能エネルギー源を用いる発電設備源(太陽光、風力、水力(30,000kW未満。 ただし、揚水発電は含まない。)、地熱及びバイオマス)による電気を対象と する。

④省エネに係る 的DRの取組 地域における再 エネの創出・利 用の取組

需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制時に資する観 情報提供、簡易|点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価 する。

具体的な評価内容として、

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有している こと
- ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した 需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること

- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定してい ること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能 エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特 定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、 通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。